

引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造

尹 漢 湧

はじめに

新しい政治体制の成立を評価するためには、政治主体の交替や政治運営の側面だけではなく、それを支える制度的・人的基盤と、以前とは異なる体制の論理が必要であろう。その意味で、北条泰時政権期は鎌倉幕府政治史において大きな画期で、執権政治の成立は泰時政権期に求めるべきである¹⁾。それは、言うまでもなく、執権政治の制度的・人的基盤である評定が設置され、新たな支配原理である御成敗式目も制定されたからである。即ち、泰時政権を支えていた北条政子の死を機に、泰時は新しい鎌倉幕府の統治システムを創り上げ、将軍家との姻戚関係を背景にした北条時政・義時の権力掌握とは異なる独自の北条氏政権を築き、北条氏の権力基盤を私的なものから公的なものに転化させたといえる²⁾。

こうした泰時体制を受け継いだ若年の経時と時頼は、反得宗勢力に悩みながらも、統治権の核心的な部分といえる訴訟制度の改革を中心に様々な改革に乗り出し、体制強化を図っていた。その改革の中でもっとも注目すべきものが引付の設置であろう。なぜならば、引付が評定に次ぐ中枢機関であり、引付衆は評定衆の予備的な性格を持っていたので、泰時体制のあり方が評定を通じて分かるように、引付も泰時以後の執権政治のあり方や推移を窺うキーとなるからである。そこで、本稿では引付

を手掛かりとして、執権政治のあり方を考察したい。

まず、本題に入る前に引付について簡略に整理しておこう。引付は訴訟機関として建長元年(一二四九)に設置された。引付は幾つかの引付方で編成されており、一つの引付方は、引付頭人以下評定衆・引付衆・引付奉行人で構成されていた。設置直後の引付は三方から六方までしばしば改編されたが、文永六年(一二六九)以後には時々変化はあるものの大体五方を維持していた。引付頭人の場合、文永三年(一二六六)以前には、北条氏が一番から三番までの引付頭人をほぼ独占し、二階堂・安達氏が残りの引付方の頭人に補任された³⁾。文永六年以後には基本的に北条氏が一番から四番までを、安達・宇都宮・長井・撰津・二階堂・太田氏が五番を担当する形をとっていた⁴⁾。引付は文永三年と永仁元年(一二九三)に二度にわたって廃止されるが、いずれもすぐ復活(文永六年・永仁二年)されて鎌倉幕府末期まで機能していた。

その業務内容は訴訟文書の審理や訴訟人の召喚・対決、訴訟記録の作成など、基本的に政所や問注所と同じで、引付の存在意義は御家人訴訟を管轄していた点にあった。即ち、引付はもっとも重要視された御家人問訴訟及び地頭御家人を相手どった本所領家の訴訟の審理を目的として成立した。ところが、引付はその後、御家人訴訟の中でもっとも重要な所領関係の訴訟管轄機関と化し、さらに所領訴訟の中でも売買・質入な

どの単なる財産権移転の事実に関する訴訟は、引付の手を離れて問注所管轄に移された。ここで、引付の管轄内容は御家人の所務相論に局限され、所務沙汰機関として展開していく。⁽⁶⁾

以上で、引付制とその機能について簡略に整理した。ところが、鎌倉後期の追加法を見ると、引付は訴訟機関に止まらず、訴訟以外の分野までもその機能が拡大されており、寄合・評定とともに幕政運営の基軸となっていたことは明らかである。こうした引付のあり方は果たして鎌倉後期に限られたものであるのか。引付の設置時、すでにこうした引付の機能拡大が予定されていたのではないだろうか。そこで、本稿では、鎌倉後期の追加法を手掛かりとしてそれ以前に遡って引付の機能拡大の痕跡を探し出し、その政治的意義と執権政治の構造を明らかにすることを目標にしたい。

一章 設置直後の引付制の状況と特徴

経時の執権職就任が容易ではなかったことは周知の事実であるが、その過程を簡略に整理しておこう。仁治三年(一二四二)五月一三日、泰時重病の急報が京都に伝えられ、六波羅探題重時・時盛が急いで鎌倉に下向した。⁽⁷⁾一方、京都では、鎌倉で合戦の企みがあったがすでに発覚したという風聞が流れた。⁽⁸⁾そして、將軍の御所を宇都宮泰綱の勢力が包围し、さらに諸国の関所も封鎖された。⁽⁹⁾そこで、鎌倉の動揺はある程度収まり、六月一五日泰時が亡くなって経時がその跡を継いだ。⁽¹⁰⁾鎌倉に下向していた重時が七月一〇日に入洛している⁽¹¹⁾ので、六月下旬には鎌倉が安定を回復したと考えられる。

こうした緊迫した状況の中で執権に就任した経時は、積極的に訴訟制度の改革に乗り出し、翌年に「訴訟沙汰日結番の制度」を実施した。これは引付制度の先駆けとして位置づけられる制度で、諸人の訴訟成敗に

懈緩をなくすために、一三人の評定衆を三番に分けて各番を毎月五日ずつ出させた。⁽¹⁴⁾

佐藤進一氏は、人心を安定させて体制の安定を得るために、裁判の迅速・正確を目指した改革で、引付設置の理由もその延長線上にあると、この制度の意義を評価されている。⁽¹⁵⁾まさにそのとおりで、経時の訴訟制度改革の根底にあるのは、体制強化と安定のための努力であろう。⁽¹⁶⁾それは、経時が「訴訟沙汰日結番の制度」以外にも、裁判の迅速化と公平さのために様々な措置を取っていることから窺える。⁽¹⁷⁾なお、経時は祖父泰時の制度を改革することによって、自分が新たな幕府権力の行使者であることを内外にアピールしたかったのであろう。⁽¹⁸⁾そして、経時の跡を継いだ時頼は、経時の訴訟制度改革を継承し発展させて引付を新設するのである。

寛元四年(一二四六)三月二三日、若年の時頼が経時の譲りによって執権の地位についた。しかし、それは前將軍頼経を中心とする反得宗家勢力との対決をも予告するもので、両勢力の対立は表面化して宮騒動・宝治合戦が続いた。その結果、前將軍頼経は帰洛させられ、⁽¹⁹⁾また、根強く存在していた反得宗家勢力が排除されて時頼政権は安定するようになった。時頼はこうした政治的安定を基盤として建長元年(一二四九)引付を新設したのである。

『吾妻鏡』には建長元年条が欠けているので、引付の設置に関する情報は『関東評定衆伝』・『鎌倉年代記』・『武家年代記』などに頼るしかない。しかし、『武家年代記』には「十月十三日、引付始レ之」と記されているだけであり、『鎌倉年代記』には引付頭人の交名が記されているのみである。しかも、三方ではなく五方と記されており、その交名も北条政村(一番)・大仏朝直(二番)・名越時章(三番)・二階堂行方(四番)・二階堂行泰(五番)となっているので、建長五年(一二五三)以

後の記事が錯綜したと考えられる。

一方、『関東評定衆伝』からは、その構成員及び設置理由など、より豊富な情報を得ることができる。引付は三方に構成されており、引付頭人として北条政村(一番)・大仏朝直(二番)・北条資時(三番)の三人が一二月九日に補任され、引付衆としては二階堂行方・二階堂行泰・二階堂行綱・大曾禰長泰・武藤景頼の五人が補任された。その設置理由は「諸人訴訟不事行一故也」とあり、訴訟の迅速な処理が目的で、一二月一三日に始まった。そして、翌年四月二日には引付衆の所務規定が定められた⁽²⁰⁾。なお、引付衆が政所執事・問注所執事を兼任していたことや(表1参照)、政所・問注所で対処できない「難治事」を引付が担当していたこと⁽²¹⁾から、引付が政所・問注所より上位機関であったことが分かる。佐藤進一氏は、一連の政変によって動揺する御家人を安定させて心服を得るために、裁判の迅速・正確を目指して引付を新設したと説明している。まさにそのとおりであるが、既存制度の改革ではなく新たな機構を設置したこの意味にもっと注目すべきであろう。

時頼・長時執権期には合計二四人が引付衆に補任されており、その中で二人が評定衆に昇任している(表1参照)。宮騒動による評定衆解任から一応引付衆として政治的復権を果たしたものの、結局子孫が六波羅に追放される形になった後藤基綱・町野康持の場合や、評定衆への昇任の可能性が高かったが引付衆補任からわずか一年後に没した二階堂行頼、また、引付衆補任から四年後病気のため出仕しなくなった二階堂行氏の場合などを除けば、引付衆の評定衆への昇任比率はもともと高くなるだろう。即ち、時頼は泰時以来の執権の制度的・人的基盤の外延を広げ、「引付↓評定」からなる執権の新たな権力基盤を完成したのである⁽²³⁾。

ところが、引付は設置以後すぐ安定的に機能したとは言い難い。設置直後、引付の番数が頻繁に改編されているからである。番数の改編を整

理すれば、次のようである。(主に『吾妻鏡』に拠る)

- ① 三方・建長元年(一二四九)から建長二年まで。建長二年四月二日条にも三方と明記。
- ② 五方・建長三年六月五日まで。建長三年六月五日条で、五方を六方に改編。
- ③ 六方・建長三年六月二日まで。この引付結番で特徴的な点は、三番引付が評定衆と奉行人だけで構成されていたことである。建長三年六月二日条で、六方を三方に改編。
- ④ 三方・建長四年四月三日まで。建長四年四月三日条で、三方を五方に改編。
- ⑤ 五方・弘長二年(一二六二)六月二九日まで。『関東評定衆伝』弘長二年条に「引付止五方一為三方」と見える。
- ⑥ 三方・文永三年(一二六六)三月六日まで。『関東評定衆伝』文永三年条に「三月六日、止三方引付」と見える。
- ⑦ 引付廃止・文永三年三月六日。
- ⑧ 引付復活・五方。文永六年四月二七日。『関東評定衆伝』文永六年条に「四月廿七日、止三問注所沙汰一、被レ始五方引付」と見える。以後五方を維持。
- ⑨ 弘安八年(一二八五)以後・時々変化はあるものの、大体五方を維持⁽²⁴⁾。

以上が、引付の番数の改編状況である。設置直後には、番数が頻繁に改編されたので、当然各々の引付方の構成員も頻繁に変わっただろう。

しかし、建長四年(一二五二)四月三〇日以後には、五方に固定されるにつれて各々の引付方の構成員も固定していく傾向を見せている⁽²⁵⁾。では、この傾向が引付方のあり方にどのような影響を与えただろうか。鎌倉後期の史料を通じて確認してみよう。

表1 時頼・長時執権期の引付衆

		引付衆補任	評定衆補任	備考
時頼 執 権 期	二階堂行方	建長1(44)	正元1(54)	建長5年、四番引付頭人。
	二階堂行泰	建長1(39)	正元1(49)	建長5年、政所執事・五番引付頭人。
	二階堂行綱	建長1(34)	文永1(49)	文永6年、政所執事。
	大曾禰長泰	建長1(39)		子孫である長経・義泰・宗長も引付衆止まり。引付衆の家系。
	武藤景頼	建長1(45)	正元1(55)	
	金沢実時	建長4(29)	建長5(30)	康元1年、三番引付頭人。
	後藤基綱	建長4(72)		宮騒動による評定衆解任からの復権。子基政は引付衆・六波羅評定衆、孫基頼は引付衆・六波羅引付頭人・六波羅評定衆、他の子孫も六波羅評定衆。六波羅への追放か。
	町野康持	建長4(47)		宮騒動による問注所執事・評定衆解任からの復権。子政康・宗康は引付衆・六波羅評定衆、孫貞康・信宗は六波羅評定衆。六波羅への追放か。
	清原教隆	建長4(54)		
	安達泰盛	建長5(23)	康元1(26)	康元1年、五番引付頭人。文永1年、三番引付頭人。
	安達頼景	建長5(25)		弘長3年6月、在京のために上洛(引付衆辞任)。
	狩野為佐	建長5(73)		宮騒動による評定衆解任からの復権。子為成は六波羅引付衆・六波羅評定衆。六波羅への追放か。
	那波政茂	建長6		生年未詳。
	中原師連	建長6(35)	文永1(45)	
	長井時秀	建長6	文永2	生年未詳。
	名越教時	康元1(22)	文永2(31)	
太田康宗	康元1(45)	正嘉2(47)	康元1年4月、引付衆、同9月、問注所執事。	
長時 執 権 期	後藤基政	正嘉1(44)		弘長3年6月、在京のために上洛(引付衆辞任)。六波羅評定衆。
	二階堂行忠	正嘉1(37)	文永1(44)	弘安6年、政所執事。
	伊賀光政	正元1(36)		建治1年12月、在京のために上洛(引付衆辞任)。六波羅越訴頭人。
	小田時家	正元1(60)	文永1(65)	
	二階堂行氏	正元1(39)		弘長3年11月以後、所労のため出仕せず(引付衆辞任)。
	二階堂行頼	弘長2(33)		弘長2年12月、政所執事。弘長3年11月、没。
	斎藤清時	弘長3		生年未詳。文永3年2月、没。
	計24人		計12人	吏僚系13人の中、評定衆補任者は7人。 外様御家人系9人の中、評定衆補任者は3人。

(1) ()の内は補任時の年齢。

(2) 年齢及び経歴は『関東評定衆伝』・『尊卑分脈』・『鎌倉年代記』・『武家年代記』などに拠る。

(23) 引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造(尹)

依レ召参^二山内殿^一之処、以^レ平金吾^一被^レ召^二御前^一、任^レ仰以^二三安
 富民部三郎入道、嶋田七郎、斎藤七郎兵衛尉、長田新左衛門衛、
已上政所
 今執筆 富来十郎、^{元合奉行} 鮑田三郎左衛門入道、注^二入引付衆^一了、
 次武州一番頭、前武州二番頭領状等言上之処、仰云、武州者元三
 番頭也、相^二率三番衆^一可^レ転^二一番也、越州者元一番也、其衆
 相共可^レ遷^二三番^一、可^レ相^二触其旨^一云々、

これは『建治三年記』九月四日条の記事である。この前の八月二十九日
 に、引付頭人の人事異動が行われて「武州（北条宗政）」が一番頭人、
 「前武州（大仏宣時）」が二番頭人、「越州（普音寺業時）」が三番頭人とな
 った。この人事について、宗政と宣時が時宗に承った旨を伝えたとこ
 ろ、宗政がもと三番頭人だったので三番衆を一番衆にし、また、業
 時が一番頭人だったので一番衆を三番衆にするように、時宗が命じてい
 る。即ち、引付の番数及びその構成員がだんだん固定され、引付制が安
 定するにつれて頭人以下評定衆・引付衆・奉行人の結びつきが強まり、
 鎌倉後期には一つの引付方が一つのチームとして固定化する傾向が表れ
 たのであろう。

ところで、なぜ引付は設置直後頻繁に番数が改編されたのか。まず、
 引付制の運営の側面、試行錯誤の可能性が考えられる。しかし、単なる
 試行錯誤と見るにはあまりにも頻繁に改編されている。もしかすると、
 その背景には別の理由があったのではないだろうか。

この問題に関連して注目されるのが建長三年（一二五二）の謀反事件
 である。建長三年二月謀反の噂が流れて警戒していたところ、陰謀が
 発覚し、了行法師・矢作左衛門尉・長次郎左衛門尉久連らが逮捕されて
 誅殺・配流の処罰を受けた。²⁷ところが、了行法師は三浦一族²⁸、矢作は千
 葉一族で、その背後には九条道家・前將軍頼経の存在があったことが知
 られている。²⁹即ち、九条道家・頼経との繋がりを持つ宮騒動・宝治合戦

の残党が企んだ謀反である。

翌年、時頼はこの謀反事件を機に將軍頼嗣を廃し、後嵯峨上皇の皇子
 宗尊親王を新しい將軍として迎え、四月一日に宗尊親王が鎌倉に着いた。³⁰
 ところが、上述したとおり、引付が安定するようになったのも四月以
 後のことである。新しい將軍の登場と時を同じくして引付が安定したの
 が、果たして単なる偶然の一致であろうか。

時頼は段階的に反得宗家勢力を排除して評定衆を再編し、引付を新設
 した。引付頭人を北条氏一門に独占させ、一階堂行方・二階堂行泰・
 二階堂行綱・大曾禰長泰・武藤景頼を引付衆に補任した。引付衆の政治
 的立場をみると、まず、二階堂氏は北条氏に次いで多くの人々を幕府の
 要職に進出させ、いつも幕政の中心にいながら得宗家を支えた一族であ
 る。大曾禰氏は安達一族で、長泰以降引付衆を世襲した引付衆の家系で
 ある。そして、武藤氏の場合は、景頼が評定衆に昇任し、子景泰が引付
 衆を世襲している。即ち、引付衆は時頼の側近で構成されたといえるだ
 ろう。

このように北条氏一門と側近によって支えられたにもかかわらず、若
 年の時頼には前將軍勢力に対する一抹の不安が残っていたであろう。そ
 こで、時頼は設置したばかりの引付を頻繁に改編して、引付構成員の結
 びつき（評定衆同士、または、評定衆と引付衆）を防ごうとしたのでは
 ないだろうか。しかし、前將軍頼経と繋がっていた反得宗家勢力の残党
 を駆逐し、將軍を交替することによって、時頼の権力構造が完成した段
 階に入ってから、引付も安定化して本格的に働くようになる。それは
 引付衆の増加からも確認できる。建長三年（一二五二）まで五人にすぎ
 なかった引付衆が同六年には三倍の一人四人まで増えている。³¹一方、評定
 衆の人数はむしろ減っている。

ところが、引付衆が急激に増えたにもかかわらず、時頼執権期に

は北条氏一門の引付衆補任者が金沢実時・名越教時の二人しかいない。なお、二階堂行方・二階堂行泰のように引付衆の引付頭人が存在していた。その理由としては、まず、時頼が引付の機能的側面も重視し、家柄や位階よりも引付衆としての実務処理能力を高く評価したことが考えられる。また、北条氏一門だけではなく側近を幕府組織に編成することにより、支持勢力の外延を広げて政権を安定させるための目的もあっただろう。

以上で、設置直後の引付制の状況について検討してきた。その内容を簡略に整理すると次のとおりである。体制強化と安定のための経時の訴訟制度改革が、時頼に継承され、発展させられて引付という新しい制度の成立に至った。反得宗家勢力の駆逐と將軍の交替による政治的安定を背景に、時頼は自分を中心に再編された評定衆と、北条氏一門と側近によって構成された引付を重層的に組織し、自分の支配下に置いた。これが完成された時頼の権力構造である。³²⁾

ところが、引付は頭人以下評定衆・引付衆・奉行人が一つのチームを構成している。こうした引付の組織構成は一般政務機関としても非常に適したもので、訴訟以外の分野で有効に利用された可能性も排除できない。特に、多くの引付衆が評定衆に昇任していたことや引付衆の増加と評定衆の減少を考慮すれば、評定の機能を分担していた可能性が高い。もしそうであるならば、評定の機能の分担には引付衆が評定衆の職務を習うための訓練の側面もあったのではないだろうか。そこで、次には追加法を手掛かりとして引付の訴訟以外の機能について検討したい。

第二章 追加法から見た引付の訴訟外機能

すでに述べたように、引付は一般政務機関としても効率性の高い組織構成であった。なお、引付衆の引付頭人の存在からも機能的な側面が重

視されたことが窺える。例えば、二階堂行方は引付衆として建長五年(一二五三)より正元元年(一二五九)まで四番引付頭人を務めており、二階堂行泰は建長五年より康元元年(一二五六)まで五番引付頭人を務めている。この場合、二人は自分よりも役職や位階の高い評定衆を指揮することになる。即ち、引付が一般政務機関としても有効に利用されていた蓋然性は高い。実際、弘安年間の追加法からはそのような事例を確認することができる。

ところが、引付に関する研究の出発点が「諸人訴訟不_二事行_一故也」という文言であったことから、当然引付の訴訟以外の機能は今まではほとんど研究の対象にならず、簡単に言及されてきただけである。例えば、家永遵嗣氏は、主に東寺を素材として、南北朝時代に有力寺社の訴訟をそれぞれ「担当引付方」において審理・裁決する制度があったことを確認し、「担当引付方」制度から「別奉行」制度への移行の可能性を提起した上で、鎌倉期まで遡って追加法五四六条に見える専任の引付方の存在が「担当引付方」制度の源流である可能性を指摘している。³³⁾また、稲葉伸道氏は、特に鎌倉將軍と寺社との関係に注目して、幕府法を中心に鎌倉幕府の寺社政策の特徴を検討する過程で、追加法五七〇・五七八条などから引付が裁判以外の役割を担っていたことに言及している。³⁴⁾

しかし、両氏は引付の訴訟以外の機能について簡単に触れたのみである。しかも、いわゆる「弘安徳政」以後に関するもので、それ以前のことにについては言及していない。確かに引付の訴訟以外の活動を明確に規定した追加法の事例は弘安年間に見え、それ以前の事例を追加法から見出すのは難しい。そこで、弘安年間の追加法から引付のあり方を確認して、訴訟以外の機能として判断できる基準を見出したい。

まず、寺社関係政策への引付の関与が目につく。鎌倉幕府が寺社に対して手厚い保護政策を実施していたのは言うまでもないが、引付は早く

もそれに関わるようになった。すでに文永元年(一二二四)の追加法四二二条(鎌倉中諸堂供料事)で、鎌倉中の諸堂の供料に関する寺務と雑掌の不法について、引付が糾明するように命じられている。また、寺社の不法・訴訟以外の問題も引付に任せられ、追加法五七三条(寺社御寄進所領事)で、仏事・神事の興行と將軍家護持の祈祷のために寄進された將軍家の寄進所領の管理を引付が担当するようになった。こうした傾向を明確に規定しているのが次の弘安徳政関連の追加法である。

① 近国諸社修理、御祈祷、訴訟、御寄進所領等、於引付可申沙汰事

一番 伊豆 宇都宮 二番 三島社 熱田六所宮 三番

鶴岡 鹿島 香取 四番 諏訪上下 五番 日光 篁根

右、寺社奉行人可尋下有二子細一者、守此旨可賦引付也、既有二沙汰一之分者、本引付可申沙汰一、

② 鎌倉中諸堂修理并寄進所領事 弘安七 十一 廿七

五方引付可申沙汰一之由、先日被仰下之処、無沙汰云々、修理事者、頭人加見知一、嚴密可注申一、小破所々、為別当之沙汰可修理一之由、可相触一、所領事、急速可申沙汰一、次法花

堂事、為三五番引付頭人奉行一、修造管之功一、於三五番可有三沙汰一、次新釈迦堂事、同前、大慈寺者、可為三番引付一、

史料①(追加法五五六条)は、各々の引付方が「近国諸社」を分けて

管轄し、修理・祈祷・訴訟・寄進所領などの問題を専断するように定めている。そして、史料②(追加法五七〇条)は、「鎌倉中諸堂」の修理と寄進所領は五方引付の管轄であることを確認した上、法花堂・新釈迦堂は五番引付が、大慈寺は三番引付が担当するように規定している。

以上の史料から、各々の引付方が寺社を分担して管轄するようになった

たのは確かである。しかし、弘安七年(一二八四)以前に、史料①のように、各々の引付方が寺社を分担して管轄していたのかは定かではない。ただ、史料①の「既有二沙汰一之分者、本引付可申沙汰一」という文言を考慮すれば、すでに関東の諸社の修理・祈祷・訴訟・寄進所領などの問題が引付の管轄下にあったことは明らかであろう。⁽³⁵⁾ また、史料②の「五方引付可申沙汰一之由、先日被仰下之処、無沙汰云々」という文言からは、すでに五方引付が「鎌倉中諸堂」の修理と寄進所領を管轄していたことが分かる。即ち、弘安七年以前に、引付が寺社の修理・祈祷・寄進所領など訴訟以外の問題を処理していたことは明らかであり、なお、各々の引付方が寺社を分担して管轄していた可能性も捨てきれない。

次に、評定・寄合の下位に位置し、上位機関の機能を分担・補完している点が注目される。次の事例からその実態を見てみよう。

③ 鶴岡八幡宮并鎌倉中諸堂供僧事 弘安八 四 八

於引付一勘二人一、可申一定評定一、其後当奉行可申御寄

合一、

④ 一名主職事 条々、(中略)

此事書、昨日御寄合、令讀申一候畢、無相違一之由、御沙汰候、仍進レ之候、恐々謹言、

九月十日 尚時 判

明石民部大夫殿

史料③(追加法五七八条)は、鶴岡八幡宮及び鎌倉中諸堂の供僧の人事に関する規定で、引付が選抜して評定で決定された後、担当奉行が寄合に報告するように定めている。これから「引付↓評定↓寄合」の意思決定過程⁽³⁶⁾と、引付の担当奉行が評定の結論を寄合に報告したことが分かる。

史料④（追加法五六二条）は、村井章介氏が指摘したとおり、尚時が寄合で法令の承認を得た後、鎮西に派遣される「明石民部大夫（行宗）」に伝えられた時に付した副状である。村井氏は、追加法五四四条が史料④の前欠部分であり、「此事書」以下の部分は法令ではなく副状であるので、両条は五四四条の日付である弘安七年（一二八四）六月二十五日に制定されたと指摘している。³⁷ 行宗に法令を伝えている尚時について『中世法制史料集 第一巻鎌倉幕府法』³⁸では尚持の誤りと推定しており、村井氏も引付奉行人の「雑賀太郎」「雑賀太郎尚持」と推定している。³⁹ ここで注目される点も、引付奉行人の尚持が評定で制定された法令を寄合に報告していることである。即ち、この史料からも「引付↓評定↓寄合」という幕府組織の重層的な構造が確認できる。

しかし、いつもこうした過程を経たとは考え難い。事案によって、または、場合によってその意思決定過程は異なっていたと考えられる。例えば、『建治三年記』一二月二五日条では、山門事についての評定が終わった後、別途に寄合が開かれて同一九日の寄合で決められた六波羅探題の人事変更と後続人事が決められているので、六波羅は寄合が独自の担当していたことが分かる。一方、亀山上皇の熊野三社参詣に関する院宣は評定で評議されており（四月二〇日条）、後宇多天皇の賀茂神社・石清水八幡宮参詣もやはり評定で評議されている（九月二〇日条）ので、上皇・天皇の神社参詣は評定の担当事案であったと考えられる。また、七海雅人氏によれば、嘉元元年（一一三〇三）の外題安堵の採用は、まず寄合で決定された後、評定で審議・承認されている。⁴⁰

即ち、鎌倉後期には幕府の中核組織が「引付↓評定↓寄合」という形で重層的に整備されたが、効率的な幕政の運営のために、それぞれが業務と責任を分担していたといえる。そうであるならば、すでに引付の設置により組織的分業体系が成立していた可能性も排除できない。引付設

置後、評定衆の人数が減っていったことが、引付への権限委譲・責任分担が進んでいった一つの証拠になり得るのではないだろうか。

以上で、追加法を通じて引付の訴訟以外の機能について検討してきた。それは、①一つの引付方が一つのチームとして活動しながら、②幕府の寺社関係の政策に関与し、③上位機関の機能を分担していた、と簡略に整理することができる。そこで、三章では鎌倉後期の追加法から見出した三つの基準を手掛かりとし、それ以前に遡って引付の機能拡大の可能性を検討したい。

ただ、その前に鎌倉後期における引付制のあり方について検討しよう。佐藤進一氏は、文永・弘安以降北条氏一門の増加と一門出身年少者の就任によって、引付制が機能低下したと説明している。⁴¹ また、村井章介氏も、文永二年（一二六五）六月の人事異動を検討し、若年化及び北条氏一門の構成比の増大により、引付衆の本来の性格が失われてその機能が低下したと指摘している。⁴² このような説明が鎌倉後期における引付制に対する一般的な理解であろう。

しかし、若年化と北条氏一門の増加が組織の弱体化を招く蓋然性はあるものの、これをもって「幕府政治の変質」得宗専制化の指標⁴³として組織の機能低下や有名無実化に結びつけることには疑問を感じざるを得ない。勿論、設置直後の組織には豊かな経験とともに実務能力を備えた年長の人物が要求されるだろう。⁴⁴ しかし、ノウハウが蓄積され、組織の運営が体系化して安定するようになった場合、若年化が必ずしも組織の弱体化を招くとは限らない。特に、役職が一つの家の家職として世襲化しつつあった点を考慮すれば、若年の人物といえども実務能力が劣るとは限らない。

その一例として、『関東評定衆伝』より確実な情報が得られる最後の年である弘安七年（一二八四）の引付衆在職者を見てみよう（表2参照）。

表2 弘安7年(1284)の引付衆

	引付衆	父の経歴	以後の経歴	
北条氏	北条政長	弘安1(29)	政村：評定衆・連署・執権	評定衆・五番引付頭人。
	北条宗房	弘安1	時隆	
	極楽寺忠時	弘安4(33)	重時：連署	弘安7年10月、没。
吏僚系	二階堂行宗	弘安1(33)	行忠：引付衆・評定衆・政所執事	弘安9年4月、没。
	二階堂行景	建治1(34)	行氏：引付衆	弘安8年、霜月騒動で没。
	二階堂行頼	弘安6	行義：評定衆	
	二階堂行藤	弘安5(37)	行有：引付衆・評定衆	政所執事・評定衆・寄合衆・引付頭人。
	長井宗秀	弘安5(18)	時秀：引付衆・評定衆	執奏・評定衆・寄合衆・引付頭人。
	町野宗康	弘安6	康持：問注所執事・評定衆・引付衆	六波羅評定衆。
外様御家人系	武藤景泰	文永8	景頼：引付衆・評定衆	弘安8年、霜月騒動で没。
	佐々木宗綱	弘安4(34)	氏信：引付衆・評定衆	評定衆。
	安達長景	弘安1	義景：評定衆・引付頭人。	弘安8年、霜月騒動で没。
	安達時景	弘安5	義景：評定衆・引付頭人。	弘安8年、霜月騒動で没。
	大曾禰宗長	弘安6	長経：引付衆	弘安8年、霜月騒動で没。
	大曾禰義泰	弘安7	長泰：引付衆	弘安8年、霜月騒動で没。

(1) () の内は補任時の年齢。

(2) 年齢及び経歴は主に『関東評定衆伝』・『尊卑分脈』・『鎌倉年代記』・『武家年代記』・『永仁三年記』などに拠る。

まず、吏僚の場合、時頼・長時執権期の引付衆補任者(表1参照)と比べると若年化しているものの、二階堂行頼を除く全員が引付衆を世襲している⁽⁴⁵⁾ので、必ずしも実務能力が劣っていたとは限らない。なお、外様御家人系の場合も、補任時の年齢は分らないが、全員引付衆世襲者であり、特に、大曾禰氏や安達氏の家系⁽⁴⁶⁾を考慮すると、引付の弱体化に結びつけるのは難しい。むしろ、この時期に引付の訴訟以外の機能が明文化されたことから、引付の機能は拡大・強化されたとも考えられる。

また、北条氏一門(特に年少者)の増加も組織の弱体化よりも得宗家の権力集中の側面を考えるべきである。すでに述べたように、時頼は自分を中心に再編された評定衆と、北条氏一門と側近によって構成された引付を重層的に組織して新たな権力基盤を完成した。即ち、泰時以来の執権の権力基盤の外延を広げ、北条氏一門と側近が幕府の中核組織に編成されて執権を支える体制を、時頼は創りあげたのである。こうした体制が安定化していくにつれて北条氏一門の登用が増える結果となり、それがさらに得宗家への権力集中を加速した⁽⁴⁷⁾だろう。しかし、その過程で執権の権力基盤は形骸化することなく、得宗の権力の形成・維持に重要な一翼を担っていたのである。

その実態を『永仁三年記』の引付評定関係記事から確認してみよう。引付評定は引付勘録事書が上程されての評定⁽⁴⁸⁾のことで、『永仁三年記』によると、九カ月の間に四六回(臨時評定が三回)も開催されており、開催日も定例化の傾向も見せている。引付評定の開催日の定例化について、近藤成一氏は、裁許状の日付が裁許の確定された評定の日付であることを確認した上、関東裁許状の日付の分布を検討し、永仁三年(一二九五)の引付評定の開催日が永仁二年から正慶元年(一三三二)まで変更されなかったと指摘している⁽⁴⁸⁾。

ということは、裁許状は引付評定を経て発給されるので、引付評定が

定例化して鎌倉末期まで依然として機能しながら、幕府の統治権の核心的な部分である裁判権を担っていたことになる。そうであるならば、引付評定の前提条件である引付制も当然揺らぐことなく鎌倉末期まで機能していたことになるだろう。⁴⁹⁾

三章 『吾妻鏡』から見た引付の訴訟外機能

引付の訴訟以外の活動に関する事例を『吾妻鏡』から見出すのは非常に難しい作業である。なぜならば、単に奉行と記されただけで、具体的にいかなる立場で命令を受けていたのかは明らかではない場合が多いからである。また、一人が複数の役職に就いて様々な仕事をこなしていた当時の状況を考慮すると、さらに判断は難しくなる。

そこで、追加法を検討して見出した結果を手掛かりとして『吾妻鏡』の史料を検討したい。第二章で見出した判断基準は、①一つのチームとして活動、②寺社関係政策、③評定の機能を分担、の三つである。しかし、引付方の構成員の結束が強くなり、一つの引付方が一つのチームとして活動するのは鎌倉後期のことである。したがって、別々の引付方に属していたとしても、評定衆・引付衆・奉行人、または引付衆同士や引付衆・奉行人が一つのチームを構成して活動した場合にも検討の対象にしたい。

まず、寺社関係から検討していこう。鎌倉後期には各々の引付方が寺社を分担して管轄するようになったが、引付設置以前には寺社がどのように管理されていたのか。それを次の史料から確認してみよう。

- ① 二日戊午、御願寺社被_レ定_二置奉行人一_訖、而今日重有_二其沙汰_一、被_レ加_二人数_一、
- 鶴岡八幡宮上下
- 大庭平太景能 藤九郎盛長 右京進季時 凶書允清定
- 勝長寿院

因幡前司広元 梶原平三景時 前右京進仲業 豊前介実景
永福寺

三浦介義澄 畠山次郎重忠 義勝房成尋(後略)

この史料は建久五年(一一九四)二月二日条で、御願寺社に三・四人の奉行人を定置してその管理を任せている。奉行人として選ばれたものは、当時幕政の中心にいた人々で、有力御家人と吏僚とが一つのチームを構成していた点が注目される。では、引付設置以後の事例について検討しよう。

② 一日丙寅、鶴岡上宮破損修理事、有_二其沙汰_一、召_二官寺番匠等_一、重々所_レ被_二定仰_一也、筑前々司、清左衛門尉、深沢山城前司等為_二奉行_一、

この史料は建長二年(一二五〇)五月一日条で、鶴岡上宮の破損修理を「筑前々司(二階堂行泰)・清左衛門尉(清原満定)・深沢山城前司(俊平)」などが奉行する内容である。まず、鶴岡上宮の破損修理の事案であったことが注目される。追加法五四六条(史料^a)では三番引付が担当することになっているが、この三人はいかなる立場であったのか。

まず、行泰は建長元年に引付衆に任じられている。しかし、『吾妻鏡』は建長元年条の記事を欠いており、同二年には結番記事がないので、満定・俊平の二人がいつから引付方に編成されたのかは不明である。ただ、満定はすでに評定衆の地位にいたので、特別な事情がない限り、設置直後から引付方に編成されていたはずである。実際、『吾妻鏡』の結番記事を見ると、満定は評定衆としてすべての結番に登場している。なお、俊平も奉行人としてすべての結番に登場しているので、二人がこの段階ですでに引付に編成されていたと考えられる。したがって、この三人は引付の構成員の立場から鶴岡上宮の破損修理を担当することになったと

考えられる。

そうであるならば、次に問題になるのは、三人が同じ引付方に編成されてきたか否かであろう。⁽⁵⁰⁾しかし、上述したように、引付方の構成員の結束が強くなり、一つの引付方が一つのチームとして活動するのは鎌倉後期のことであるので、何番引付の管轄というのは重要な問題ではない。むしろ、評定衆・引付衆・奉行人が一つのチームを構成して活動したことに注目すべきであろう。即ち、評定衆・引付衆・奉行人からなる引付という人材プールの中で、適任の人々を選んで一種の特別チームを構成して業務を担当させたのではないだろうか。

③（前略）亦勝長寿院可_レ有_二造管_一之由、同被_レ仰_二大行事縫殿頭師連、壹岐前司基政、備後前司康持等_一也、又被_レ定_二造管雜掌_一、本堂院_{是也}、最明寺禪室御沙汰、弥勒堂前武州、五仏堂奥州禪門、三重塔相州、

この史料は正嘉元年（一二五七）八月二五日条で、勝長寿院の造管を決めてその監督を「縫殿頭（中原）師連」・「壹岐前司（後藤）基政」・「備後前司（町野）康持」などに命じている。勝長寿院は源頼朝が父義朝の菩提を弔うために建立した寺で、鎌倉幕府から手厚く保護されていた。しかし、前年の一二月に火災で勝長寿院・弥勒堂・五仏堂が焼失されたので、勝長寿院の造管を決めたのである。

ところが、師連・基政・康持は三人ともに引付衆である。この三人が同じ引付方に編成されていたとは考え難いが、引付衆同士が一つのチームを構成して寺の造管に関わったことに注目すべきである。ここでも史料②のように引付から適任者を選んで業務を担当させたのではないだろうか。

以上で検討した結果を整理すると次のとおりである。鎌倉初期に重要な寺社ごとに複数の奉行人を選定して管理させた先例があった。しかし、

幕府の組織による体系的な管理には至らなかったため、制度としては成立せず、問題が生じるたびに担当奉行を選んで解決した。引付設置以後には引付の組織も利用するようになったが、それは引付という人材プールの中で適任者を選んで業務を担当させる方式であった。しかし、引付が安定するにつれて一つの引付方が一つのチームとして活動するようになり、各々の引付方が寺社を分担して管轄する制度が成立し、追加法五四六（史料^(a)）・五七〇条（史料^(b)）として法制化された。

次に供料の問題について検討したい。

④廿五日丁丑、天晴、諸寺仏供灯油等、追_レ日及_二陵廢_一由、住持訴_二申_一之、仍今日有_二其沙汰_一、被_レ下_二御教書_一云々、其状云、

諸堂寺用供米事

右、陵遲無沙汰之間、有_二其訴_一、就_レ中大慈寺者、右大臣家建立、異_二于他_一之間、可_レ專_二御仏事_一之処、雜掌等存_二疎略_一、致_二緩怠_一之儀、尤以不便、早尋_二明子細_一、可_レ被_二申沙汰_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

建長四年六月廿五日

相模守
陸奥守

秋田城介殿

この史料は建長四年（一二五二）六月二五日条で、諸寺の仏供・燈油などの遅滞を住持が訴えたので、雑掌が供米の支給を怠らないように、御教書を下して解決することを命令する内容で、具体的な例として大慈寺をあげている。大慈寺は源実朝の建立した寺で、鎌倉幕府から手厚く保護されていた。また、追加法五七〇条（史料^(b)）では、三番引付が大慈寺を担当するようになった。

この史料で問題になるのは、御教書の宛所の「秋田城介（安達義景）」がいかなる立場であったのかだろう。『関東評定衆伝』建長四年条と

『吾妻鏡』同四月三〇日条の結番記事によれば、義景は五番引付の頭人であったので、五番引付の頭人として命じられた可能性もあるが、評定衆の寺社奉行として命じられたとも考えられる。しかし、この史料だけでは判断できないので、次の史料を検討した上で、義景の立場を確かめよう。

⑤廿九日辛酉、天霽、関東御分寺社、殊可_レ興_二行仏神事_一之由、

日來有_二其沙汰_一、今日被_レ始_二行_一之、(中略)

一 可_レ令_二如法勤行_一諸堂年中行事等事

右、諸堂之勤、恒例有_レ限、而供僧等、纔有_二勤修之名_一、更無_レ

抽_二誠信_一之志上、被_レ補_二其職_一之跡、雖有_二法器之清撰_一、被_レ

補_二其職_一之後、多用_二淺臆之代官_一、以_二枉弱之手代_一、勤_二嚴重

之御願_一、太不_レ可_レ然、禁忌_并再現所勞之外、用_二代官_一事、一切

可_レ停止_一、兼又供料不法未下相積之由、諸堂有_二訴訟_一、云_二雜

掌_一、云_二寺務_一、之_レ知_二行有_レ限之役所_一、何可_レ遁_二避_一應輪之

濟物_一哉、而於_二引付_一、雖有_二其沙汰_一、猶以不_二事行_一歟、殊

可_レ有_二嚴重沙汰_一之由、重面々可_レ被_レ仰_二引付_一、此上有_二不法雜

掌_一者、隨_二奉行入注申_一、可_レ被_レ改_二易其職_一矣、(後略)

この史料は弘長元年(一二六一)二月二十九日条で、関東寺社の興行策の一条文である。この条文は二つの部分で構成されており、前の部分は諸堂の供僧が代官を用いることを禁止している。後の部分は、供料の不法について引付が厳しく沙汰した上、不法の雑掌は引付奉行人の注進によって改易するように命じている。この史料でまず注目される点は、供料の不法に関する訴訟を厳しく行うように引付に命じていることであるが、「於_二引付_一、雖有_二其沙汰_一、猶以不_二事行_一歟、」という文言を見ると、以前からすでに供料の不法に関する訴訟を引付が担当していたことが分かる。

ところが、この史料は弘長元年二月に發布された関東新制の一条文(追加法三四四条)である。関東新制の中には年号や奉行人・機関などを記した傍書のある条文がある。追加法三四四条にも、他の傍書と形式は違うが、事書の下に「奉行人行_一」と付記されている。傍書の年号について佐藤進一氏は、「同一の規定が他の時期にも發布せられたことを示すもの」と指摘しており、佐々木文昭氏は、傍書に記された年次と追加法との関連を検討し、「新制の發布または少なくともその準備が行われた年次を示している」⁵⁴⁾ものと推論している。では、奉行人だけが記されている追加法三四四条はいつ發布されたのだろうか。傍書に年号がないことや、関連法令を史料的に確認することができない点などを考慮すると、『吾妻鏡』の記事のとおり、二月二十九日に發布・施行された可能性もあるが明言はできない。しかし、少なくとも追加法三四四条の發布以前からすでに供料の不法に関する訴訟を引付が担当していたことは明らかであろう。

では、「奉行人行_一」はいかなる立場で、どのような役割を果たしていたのか。佐藤氏は「人名、役所名はその時々におけるその条項担当の奉行人乃至奉行機関を示すもの」と指摘しているが、具体的に法令の制定を担当していたのか、それともその施行を担当していたのかは定かではない。ところが、岡邦信氏は関東新制の追加法三四〇・三四一・三四二・三四三などから奉行人・機関が施行を担当していたと指摘しており、なお、施行を担当する機関と立案を命じられた機関・個人とは密接に関連していた可能性も指摘している。⁵⁵⁾岡氏の説に従えば、行一が追加法三四四条の施行を担当していた可能性もあり、少なくとも引付と密接に関連していたことになる。ところで、行一は二階堂行忠で、正嘉元年(一二五七)に引付衆に補任されている。そうであれば、行一は引付衆として追加法三四四条の制定、あるいは、施行を担当したことになるだ

ろう。

以上で、供料の問題について検討したが、ここからも引付の機能が反映されて法制化に至った傾向が見られる。上述したとおり、諸堂の供料問題はすでに引付が担当していた。それが追加法三四四条を経て、追加法四二一条でより具体的に「鎌倉中諸堂」と明文化されたのである。したがって、史料④も供米に関する問題なので、義景は五番引付の頭人として命令を受けたと見てもいいだろう。

次に評定の機能を分担していた事例について検討しよう。

⑥廿二日乙卯、於二鶴岡宮寺一、被レ行二最勝王経御読経一、入レ夜始二行属星祭一、権暦博士定昌朝臣奉仕、是皆為二祈雨一也、佐渡前司基綱、兵庫頭定員等為二奉行一、

⑦二日辛未、炎旱之間祈雨事、被レ仰二鶴岡供僧等一、出羽前司奉二行之一、信濃民部大夫人道奉行、自二政所一供米十石下行、又於二御所一、始二行七ヶ日不断不動御念誦一、衆僧廿口、供米各一石云々、政所沙汰也、

史料⑥・⑦は引付設置以前の祈雨祈禱に関するものである。史料⑥は延応二年（一二四〇）六月二二日条で、「老岐前司（後藤）基綱」と「兵庫頭（藤原）定員」が奉行を担当している。兩人とも將軍頼経の側近として後の御所奉行に該当する立場（「藏人頭」的存在⁵⁶）で、定員は幕府内での肩書きは持っていなかったが、基綱は評定衆であった。史料⑦は寛元二年（一二四四）六月二日条で、「出羽前司（二階堂行義）が祈雨祈禱の奉行を担当しており、「信濃民部大夫人道（二階堂行盛）」は政所から供米十石を下行している。兩人とも評定衆であったが、行義は評定衆として祈雨祈禱の奉行を担当し、行盛は政所執事の立場でその費用を出している。少ない事例ではあるが、評定衆が祈雨祈禱の奉行を担当していたのは確かであろう。

では、次に引付設置以後の状況を見てみよう。

⑧六日戊子、去月廿三日甘雨以後、炎旱又及二数日一、仍祈雨事、被レ仰二勝長寿院、永福寺、明王院等一、行方、景頼奉二行之一云々、
⑨十日壬辰、天晴、自二初夜一、甚雨如レ沃、近国旱魃之間、青苗悉黄枯、民庶莫不レ愁レ之、仍今日為二秋田城介奉行一、重可レ抽二丹祈一之旨、被レ仰二鶴岡別当法印隆弁一、即申二領状一、於二当宮八幡一宝前一、修二諸神供一、有二管絃等一、又於二瑞籬之内一、手自被レ講二最勝王経一、其後無レ程降雨云々、

史料⑧は建長四年（一二五二）七月六日条で、勝長寿院・永福寺・明王院などで祈雨祈禱を行うことを二階堂行方と武藤景頼が奉行している。行方と景頼は引付設置時ともに引付衆に補任されており、同四月三〇日の引付結番で、兩人とも四番引付に所属していたので、この事案は四番引付が担当する形になっただろう。ただし、それはたまたまのことで、まだこの段階では一つの引付方が一つのチームとして活動したとは考え難い。

史料⑨は同七月一〇日条で、鶴岡八幡宮での祈雨祈禱の奉行を「秋田城介（安達義景）」が担当した内容である。『関東評定衆伝』建長四年条によれば、義景は五番引付頭人であったが、引付頭人として祈雨祈禱の奉行を担当したのは定かではない。ただ、史料⑧では四番引付が祈雨祈禱を担当していたので、その可能性も完全には否定できないだろう。しかし、史料⑧では、引付衆が評定衆に代わって祈雨祈禱を担当している。引付が評定の機能を分担していく傾向の一つの証拠として見てもいいだろう。これに関連して追加法五七八（史料③）・五六二条（史料④）について指摘したいことがある。両法令からは、「引付↓評定↓寄合」の意思決定過程と、「引付↓評定↓寄合」という幕府組織の重層的な構造が成り立っていたことが確認できるが、このような構造が突

然出来上がったとは考え難い。むしろ一般政務機関としての引付の機能拡大という歴史的前提があったからこそ成立したと考えた方が妥当であろう。即ち、引付の評定機能の分担が反映されて法制化に至ったもので、史料⑧はその一つの証拠になるだろう。

最後に次の史料を通じて引付のもう一つの役割を確認したい。

⑩五日壬戌、武蔵国務条々事、并西海諸国守護地頭沙汰之事等、有評定一、是皆可^レ救窮民^一之御計也、清左衛門尉、深沢山城前司等^二為^三奉行^一、

この史料は建長三年(一二五一)九月五日条で、武蔵国・西国の窮民救済策について評定が行われ、「清左衛門尉(清原満定)」・「深沢山城前司(俊平)」が奉行を担当した内容である。窮民の負担を減らす法が評定の場で定められ、その後の手続きを兩人が担当しただろう。では、兩人はどのような立場で奉行を担当していたのか。恐らく満定は評定衆として専任奉行を担当し、俊平は満定を補佐する役割であっただろう。しかし、俊平は引付奉行人であるので、引付の組織が利用されたとも考えられる。即ち、専任奉行である評定衆を補佐することも引付のもう一つの役割であったのではないか。

以上、推測を重ねてきたが、本章で検討してきたことを簡略に整理しておこう。引付は設置直後から本来の機能である御家人訴訟以外の分野までその機能が拡大した。諸堂の供料問題、寺社の担当奉行や祈雨祈祷などがその例であるが、それ以外にもだんだん拡大していったと考えられる。初期には引付組織から適任の人々を選んで一種の特別チームを構成して業務を担当させたが、引付方の構成員の結束が強くなるにつれて一つの引付方が一つのチームとして事案を専任するようになり、それが反映されて追加法五四六(史料①a)・五七〇条(史料①b)で明文化される。なお、追加法五七八(史料①c)・五六二条(史料①d)も引付の評定

機能の分担が反映されたものである。即ち、追加法による引付の機能拡大というより、引付の機能が反映されて法制化に至ったものである。

おわりに

まず、今まで検討してきた結果を簡略に整理し、引付の機能拡大の政治的意義と執権政治の構造について言及したい。

時頼は、経時執権期の「訴訟沙汰日結番の制度」を継承し発展させ、引付という新しい制度を成立させた。引付は御家人訴訟機関であったが、頭人以下評定衆・引付衆・奉行人からなる組織構成は一般政務機関としても適したもので、設置直後から本来の機能である御家人訴訟以外の分野までその機能が拡大した。そして、それが反映されて弘安年間に追加法として法制化に至ることになった。

その追加法の中でも注目されるのが追加法五七八(史料①c)・五六二条(史料①d)である。この両法令からは、「引付↓評定↓寄合」の意思決定過程と、「引付↓評定↓寄合」という幕府組織の重層的な構造が成立したことを確認することができる。即ち、この三つの機関が幕府の中核組織であり、幕政の中心軸であったことが分かる。そして、こうした構造は引付を設置した時頼の本当の意図を見出す手がかりになるだろう。まず、次の史料を見てみよう。

(前略) 又依^レ為^三当時近習^一、内々企^三所望^二云、乍^レ列^二將軍家御家人^一、偏被^レ定^二号於文士^一之間、並^三于武者^二之日、於^レ時下有可^レ逢^三恥辱^一之事等上、(後略)

この史料は『吾妻鏡』建保六年(一二二八)二月二十六日条で、実朝の右大臣拝賀の儀式を行うために随兵を選んだ際、二階堂行村の子基行が選ばれることを望んで訴えた時の話である。同じ御家人にもかかわらず、文士という理由で武者と並ぶと恥辱を受けることが多かったという

内容で、武者の文士に対する差別や文士の被害意識が窺える。

こうした立場の吏僚を利用して権力基盤としたのが泰時である。泰時は評定を設置して側近吏僚を評定衆として重用し、執権の権力基盤としたのである。若年の時頼も、泰時のように、引付という新しい組織に側近吏僚を編成し、役職と活躍の場を与えることによって、自分への支持を確固たるものにしたのである。勿論、引付に編成されたのは吏僚だけではない。一番から三番引付頭人までを北条氏一門に独占させ、安達氏のような側近の有力御家人も編成した。そして、訴訟以外の分野までその機能を拡大し、評定に次ぐ中枢機関として位置づけたのである。即ち、時頼は一連の政変を経て自己を中心に再編された評定と、北条氏一門と側近によって構成された引付を重層的に組織し、泰時以来の執権の権力基盤の外延を広げ、執権政治の構造を完成したのである。

以後の得宗への権力集中はこうした執権政治の構造を基盤にして行われたものであり、当然引付制も形骸化することなく鎌倉末期まで依然として機能し、得宗権力の形成・維持に重要な一翼を担っていたのである。⁽⁵⁸⁾そして、それは『永仁三年記』の引付評定関係記事から裏付けられるだろう。

〔註〕

- (1) 執権政治の成立時期に関しては様々な議論がある。まず、建仁三年(一一一三)の北条時政の政所別当就任をその指標とするのが、上横手雅敬『日本中世政治史研究』(塙書房、一九七〇年)及び「鎌倉幕府と公家政権」(『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、一九九一年、初出は一九七五年)、杉橋隆夫「鎌倉執権政治の成立過程」(『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)及び「執権・連署制の起源」(『立命館文学』四二四・四二五・四二六、一九八〇年)などである。和田合戦以後、北条義時の政所・侍所別当職兼任を重視するのは、佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制

化について」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出は一九五五年)及び『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)、石井進「鎌倉幕府論」(『石井進著作集 第二巻』岩波書店、二〇〇四年、初出は一九六二年)、岡田清一「執権制の確立と建保合戦」(『中世日本の諸相』下、吉川弘文館、一九八九年)などである。そして、北条泰時を高く評価するのは、五味文彦「執事・執権・得宗」(『増補吾妻鏡の方法』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九八八年)、仁平義孝「鎌倉前期幕府政治の特質」(『古文书研究』三一、一九八九年)などが代表的である。

(2) 義時の没後、義時の地位を泰時に継がせて泰時政権を支えていた北条政子の死は、泰時にとって大きな痛手であったに間違いはない。そこで、泰時は政子の代わりに自分の政権を支えてくれる評定を設置し、その危機を乗り越えようとしたのである。『関東評定衆伝』嘉禄元年条に「七月十一日二位家薨逝、年六十九、以後被レ始ニ評定」とあるように、政子の死と評定の設置には密接な関連性があったと考えられる。

(3) 細川重男氏と本郷和人氏は、外戚としての北条氏の立場を見直し、義時は源頼朝の「家子専一」として独自に地歩を築いたと指摘している(『北条得宗家成立試論』『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇一年)。しかし、この場合にも、「尼將軍」政子の存在を無視することはできないだろう。

(4) 引付が三方の場合には、北条氏が一番から三番までの引付頭人を独占した。五方以上の場合にも、北条氏が三番までの引付頭人を独占し、残りの引付方の頭人に他の一族が補任された。ただ、文永元年(一一二六)に、北条氏一門以外ではじめて安達泰盛が三番引付頭人に補任され、同三年引付が廃止されるまで三番引付頭人を務めた。

(5) 北条氏が引付頭人を独占することは例外的なこと、例えば、霜月騷動以後、一時的に北条氏が五番引付頭人まで独占している。

(6) 引付の業務内容については佐藤進一氏の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年、初版は一九四三年)を参照。

(7) 『平戸記』仁治三年五月一三日条。

(8) 『平戸記』仁治三年五月二〇日条。

- (9) 『平戸記』 仁治三年五月二六日条。原文には「康綱」となっているが、野口実氏（『執権体制下の三浦氏』『中世東国武士団の研究』高科書店、一九九四年、三二九頁、初出は一九八三年）と佐藤進一氏（前註（1）『日本の中世国家』、一二二頁）は宇都宮泰綱と推定している。
- (10) 『平戸記』 仁治三年五月二八日条。
- (11) 『百鍊抄』 仁治三年六月一九日条。
- (12) 『百鍊抄』 仁治三年七月一〇日条。
- (13) 岡邦信氏は「引付制成立前史小考」（『中世武家の法と支配』信山社、二〇〇五年、初出は一九九〇年）で、経時執権期から引付制の成立に至るまでの訴訟制度の実態とその政治的意義を明らかにしている。
- (14) 『吾妻鏡』 寛元元年二月二六日条。
- (15) 佐藤進一前註（6）書、三一―三三頁。
- (16) 経時の政治的成長を示す一つの例が『吾妻鏡』 寛元二年六月二七日条である。泰時期に下された判決に関しては、すでに追加法二一・二二条によって、懸物押書がなければ越訴が制限されていた。ところが、この記事では、懸物状を提出したにもかかわらず、泰時期の判決なので、はっきりとした理由がなければ再審できないと、有間の訴えが棄却されている。即ち、泰時期の判決に対する不易化が、さらに進展したと言えるだろう。なお、この越訴が追加法の再審の条件を充足した上、名越朝時より要求されたにもかかわらず、経時によって拒否されているので、経時の政治的成長が窺える。
- (17) 例えば、『吾妻鏡』 寛元元年二月一五日条・同五月二三日条・同七月一〇日条・同二年六月二七日条・同三年五月三日条。この史料らは裁判の迅速化と公平さを求めた措置である。
- (18) その一例として、訴訟制度の改革の前日に御家人の任官を制限し、成功額を改正したことがあげられる（『吾妻鏡』 寛元元年二月二五日条・追加法二〇四條）。
- (19) 経時も頼経を京都に送還しようとしたが、失敗に終わった。結局、頼経は宮騒動によって帰洛させられることになる。
- (20) 『吾妻鏡』 建長二年四月二日条。
- (21) 『吾妻鏡』 正嘉二年五月一〇日条・同一四日条。
- (22) 佐藤進一前註（6）書、三一頁。
- (23) 細川重男氏は鎌倉後期には幕府の役職を基準とする家格秩序が形成されていたと指摘している（『鎌倉政権得宗専制論』吉川弘文館、二〇〇〇年）。しかし、表1で評定衆に昇任している北条氏一門の金沢・名越家、史僚系の二階堂・太田・中原（撰津）・長井氏と外様御家人系の安達氏が、鎌倉末期まで政権の中核に存在しながら得宗家を支えていたことや、大曾禰氏は引付衆の家系に固定されたことを考慮すると、すでにこの時期に幕府の役職を基準とする家格秩序が形成し始まっていたと考えられる。なお、得宗への権力集中は「引付↓評定」からなる執権の権力基盤があったからこそ可能であっただろう。
- (24) 例えば、『鎌倉年代記』によると、乾元元年（一三〇二）九月一日に八方に改編された引付は、嘉元二年（一三〇四）七月（九月二五日）を経て五方（二月七日）に戻された。
- (25) 『吾妻鏡』 建長四年四月三〇日条・同五年一月二二日条・同六年一月一日条の結番を比較すれば、死亡や「新加」などによる変動はあるものの、固定していく傾向が確認できる。
- (26) 引付頭人に引付衆と奉行人を管理・監督する責任を負わせたのも影響を与えたと考えられる（追加法三五四・四五三條）。
- (27) 『吾妻鏡』 建長三年一月二二日・同二六日・同二七日条。
- (28) 『武家年代記裏書』 建長三年二月二七日条。
- (29) 『保暦間記』 建長四年三月二〇日条、『鎌倉年代記裏書』 同三年二月二七日条、『武家年代記裏書』 同日条。
- (30) 『吾妻鏡』 建長四年二月二〇日・同三月二二日・同四月一日条。
- (31) ただ、時頼の側近だけが引付衆に補任されたわけではない。『関東評定衆伝』によると、宮騒動によって評定衆から解任された後藤基綱・町野康持が建長四年（一二五二）四月に、また、狩野為佐が同五年にそれぞれ引付衆として復権している。時頼の側近ではない三人が新しい将軍の登場と同時に引付衆として補任されたことから、個人的な関係ではなく構造的に将軍と結びついた勢力が存在していた可能性も考えられる。し

- かし、基綱の場合、子基政と孫基頼が引付衆に補任されるものの、六波羅に転出されてそれぞれ六波羅評定衆、六波羅引付頭人・六波羅評定衆を務めており、他の子孫も六波羅評定衆として在職している。康持の子政康・宗康も引付衆を世襲するが、同様に六波羅に転出されて六波羅評定衆を務めており、孫貞康・信宗も六波羅評定衆であった。なお、為佐の子為成も六波羅引付衆・六波羅評定衆を務めている。即ち、基綱・康持・為佐の一族は六波羅に追放されたとも考えられる。(基綱・康持・為佐の子孫の六波羅での経歴は、森幸夫氏の『六波羅探題の研究』(続群書類従完成会、二〇〇五年)及び『尊卑分脈』に拠る)。
- (32) 時頼の出家と赤橋長時の執権職就任はこうした執権政治の完成を背景に成り立ったものであろう。
- (33) 家永遵嗣「別奉行」制の源流と引付方」(『遙かなる中世』一二、一九九二年)。
- (34) 稲葉伸道「鎌倉幕府の寺社政策に関する覚書」(『名古屋大学文学部研究論集』史学四五、一九九九年)。
- (35) 家永遵嗣氏は、鹿島社前大禰宜宛弘安八年九月二日付四番引付頭人金沢頭時奉書(『茨城県史料 中世編一』三三二号)の裁許が早くも弘安九年七月二十九日に行っていることから「既有二沙汰一分」の一例としてあげている(家永遵嗣前註(33)論文、一九頁註(59))。
- (36) 村井章介「安達泰盛の政治的立場」(『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年、初出は一九八八年)、一七七頁註(15)。
- (37) なお、村井氏は史料④(追加法五六二条)が九州の名主に安堵の下文を賜うこと(追加法五一四条)について詳しい内容を規定したもので、追加法五六九条によって九州諸国の守護に施行されたとも指摘している(村井章介前註(36)論文、一七一―一七三頁・一六九頁)。
- (38) 補註五二、三九七―三九八頁。
- (39) 村井章介前註(36)論文、一七六―一七七頁註(14)。
- (40) 七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』(吉川弘文館、二〇〇一年)、四二―四三頁、六三頁註(15)。
- (41) 佐藤進一前註(1)「鎌倉幕府政治の専制化について」、七九―八一頁。
- (42) 村井章介「執権政治の変質」(前註(36)書、初出は一九八四年)、一五三―一五四頁。
- (43) 村井章介前註(42)論文、一五三頁。
- (44) 史僚の場合、年齢はあまり関係ないだろう。例えば、嘉禄元年(一二二五)に評定が設置された際、史僚出身の二〇・三〇代の年少者が四人も評定衆に補任されている(斎藤長定・太田康連・矢野倫重・佐藤業時)。
- (45) 行頼の父行義は引付設置以前の暦仁元年(一二三九)にすでに評定衆に補任されていた。
- (46) すでに述べたように、大曾禰氏は引付衆の家系である。なお、安達長景・時景の場合は、父義景だけではなく、兄泰盛も長らく引付頭人を務めていたので、引付衆として申し分がなかっただろう。
- (47) 勿論、こうした体制が成立したとしてもその構成員全員が一枚岩となつて得宗を支えていたとは、政治権力の属性上考えられない。特に、早死と若年の執権・得宗の登場が繰り返されていた得宗家の状況を考えると、新しい執権・得宗が前任者のような権力と権威、そして心服を求めるとは無理である。したがって、執権・得宗の交替する度に、將軍の交替、政治権力を巡る抗争の勃発、幕府組織の混乱などが繰り返されたのも当然の結果であらう。
- (48) 近藤成一「鎌倉幕府裁許状の日付」(『鎌倉遺文研究』四、一九九九年)。
- (49) 『永仁三年記』によれば、定例の評定である式評定も頻繁に開催されている(四四回)。また、開催日も定例化の傾向を見せており、それは『建治三年記』からも確認できる。こうした式評定のあり方を考慮すると、引付評定のように、式評定も定例化して鎌倉末期まで機能していた可能性が高い。
- (50) 『吾妻鏡』建長三年六月五日条の結番記事では、三人それぞれ六番・三番・一番引付に編成されている。なお、同六月二〇日条の結番記事では、行泰と満定が一番に、俊平は奉行人として二番引付に属されている。
- (51) 『吾妻鏡』康元元年二月一日条。
- (52) 師連は『吾妻鏡』正嘉元年閏三月二日条の結番記事で一番引付に編成されたが、康持はこの結番から抜けており、基政は同年四月一日に引付

衆に任じられているので(『関東評定衆伝』、同じ引付方に編成されているとは考え難い。

(53) 傍書については、『中世法制史料集 第一巻 鎌倉幕府法』補註三七(三九一〜三九二頁)を参照。

(54) 佐々木文昭『「関東新制」小考』(『中世公武新制の研究』吉川弘文館、二〇〇八年、初出は二〇〇六年)一九九頁。

(55) 岡邦信『鎌倉幕府法の制定過程について』(前註(13)書、初出は一九九八年)、一八一〜一八三頁。

(56) 青山幹哉『鎌倉幕府將軍権力試論』(大石直正・柳原敏昭編『展望日本歴史9 中世社会の成立』東京堂出版、二〇〇一年、初出は一九八三年)一三六〜一三七頁。

(57) この窮民救済策の具体的な内容が確認できる史料はないが、『吾妻鏡』天福元年七月九日条が参考になるだろう。その内容は、窮民を救済するために、大風以前の出挙の利率を減少する法が定められ、畿内・西国については六波羅に担当させたということである。

(58) 細川重男氏(前註(23)書、『鎌倉北条氏の神話と歴史』日本史料研究会、二〇〇七年)と秋山哲雄氏(『北条氏権力と都市鎌倉』吉川弘文館、二〇〇六年、細川重男・秋山哲雄『討論 鎌倉末期政治史』日本史料研究会、二〇〇九年)は、佐藤進一氏の「得宗専制」説に対して疑問を示している。筆者も二〇〇五年度史学会大会報告(「得宗専制期における評定」)で、得宗専制期における評定のあり方と、評定と寄合との力関係を再検討し、「得宗専制」説の見直しを試した。